

「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月19日

北海道札幌国際情報高等学校

北海道札幌国際情報高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

1_ いじめ問題に関する基本理念

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止等のための対応に関わる基本方針となる事項を定め、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進することが重要である。

本校では、生徒達が意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）をここに定める。

2_ いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

●「いじめは、絶対に許されない」、「いじめは、いじめる側が悪い」との認識

※「いじめられる側にも原因がある」という立場、考えには絶対ならない。

●「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識

●「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒のとらえ方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（イライラを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走りなど

3_ いじめ問題に対する措置の基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

4_いじめ問題に対する措置の本校における基本的な考え方

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの問題の防止に努める。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- (4) いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ちつつ、いじめの問題に継続的に対応する。
- (5) 校内に「いじめ防止対策委員会」（構成：校長、副校長、教頭、生徒指導部長、保健環境部長、学年主任、養護教諭、HR担任、生徒指導部教員、保健環境部教員（教育相談担当）、当該生徒部活動顧問、また、必要に応じてスクールカウンセラーや学校医等の指導・助言を仰ぐ。）を置き、未然防止、早期発見・解決等にあたる。
なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

5_未然防止、早期発見・解決のための具体的な取組

(1) 未然防止

- ア 学業指導・特別活動・道徳教育の充実
 - ・ 共生意識、共感意識の醸成等人間性の陶冶
 - ・ 授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮したわかる授業づくり
 - ・ 教科「情報」におけるモラル教育の充実
 - ・ ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ・ ボランティア活動の充実
- イ 教育相談体制の充実
 - ・ 担任等による面談
 - ・ スクールカウンセラーによる面談
 - ・ 担任との面談（教育相談）の実施（年2回程度）
- ウ 校内体制の確立
 - ・ 「いじめ防止対策委員会」を設置し、日常及び緊急時に組織的に対応する。
※別紙1、2参照
- エ 人権教育の充実
 - ・ 人権意識の高揚及び講演会等の実施
- オ いじめ根絶に向けた生徒が主体となった運動の実施
 - ・ いじめ根絶に対する生徒会等による意識啓発活動

- カ 各種通信（学年通信等）による啓発
 - ・望ましい人間関係の在り方、ネットトラブル等の未然防止
- キ 関係機関（児童相談所・警察等）の協力による講演等の実施
- ク 日常の教育活動（授業、道徳教育、特別活動、部活動等）をとおした豊かな心の育成
- ケ 保護者・地域との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有
- (2) 早期発見・解決
 - ア 校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換
 - イ 普段からの家庭との連携・協力関係の構築
 - ウ いじめアンケートの実施（年2回）
 - エ 心配な様子が見られる生徒に対しての個人面談の実施（いじめアンケート結果の活用）
 - オ 校内巡視等によるきめ細かな生徒観察
 - ※別紙3、4参照

6_関係する生徒への対応

- (1) 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）
- (2) 関係生徒への支援・指導
 - ア いじめを受けている生徒に対する支援いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。
 - ・苦痛の共感的な理解と対応
 - ・安全、安心できる環境の確保
 - ・長期的な相談支援（心のケア）
 - イ いじめを行った生徒に対する指導
 - いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。
 - ・相手の苦しみを理解させる指導
 - ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
 - ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
 - ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導
 - ※必要に応じて、出席停止による指導、懲戒による指導及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。
 - ウ 観衆や傍観者となった生徒に対する指導
 - 周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。
 - ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
 - ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
 - ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導
 - ※関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

7_保護者への対応

- (1) いじめを受けた生徒の保護者に対して
 - 相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。
 - ア 事実を迅速に伝える。
 - イ 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
- (2) いじめを行った生徒の保護者に対して
 - 事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
 - ア 事実を迅速に伝える。
 - イ いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(3) 全ての生徒・保護者に対して

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識を変える必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。

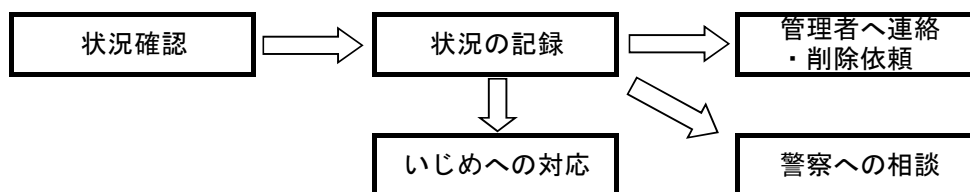
※家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

8_関係機関（警察等）との連携

- (1) 石狩教育局高等学校教育指導班との連携
 - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・関係機関との調整
- (2) 札幌北警察署生活安全課との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- (3) 福祉関係機関との連携
 - ・家庭での養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- (4) 医療機関・スクールカウンセラーとの連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

9_ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめとは
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為である。
- (2) ネットいじめの予防
 - ア 保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者の見守り
 - イ 情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
 - ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施
- (3) ネットいじめへの対処
 - ア ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
 - イ 不当な書き込みへの対処



10_重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、支援チームの支援を得て解決にあたる。

※【参考】「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）より一部抜粋

【いじめの定義】

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【学校及び学校の教職員の責務】

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【保護者の責務等】

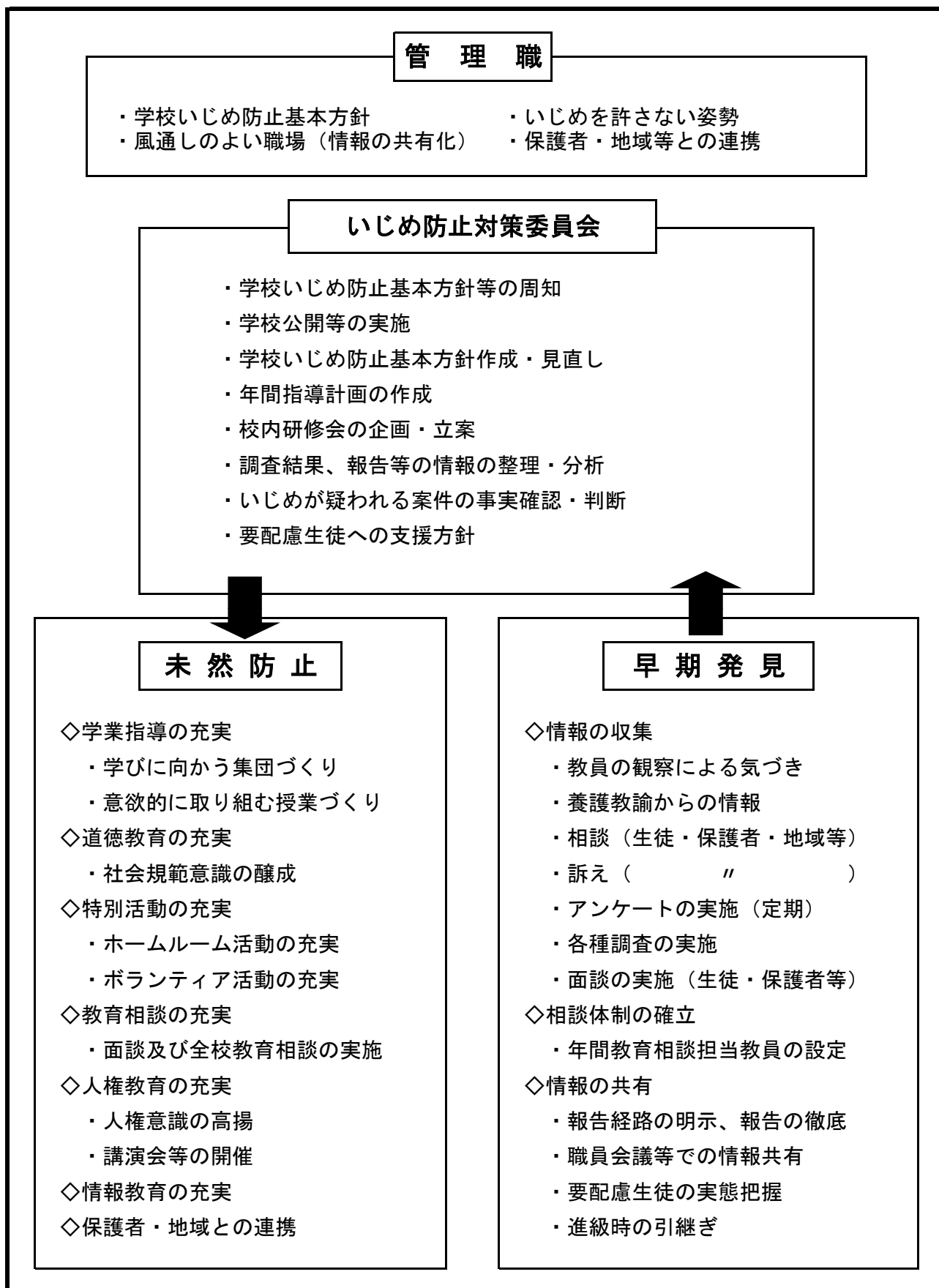
第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

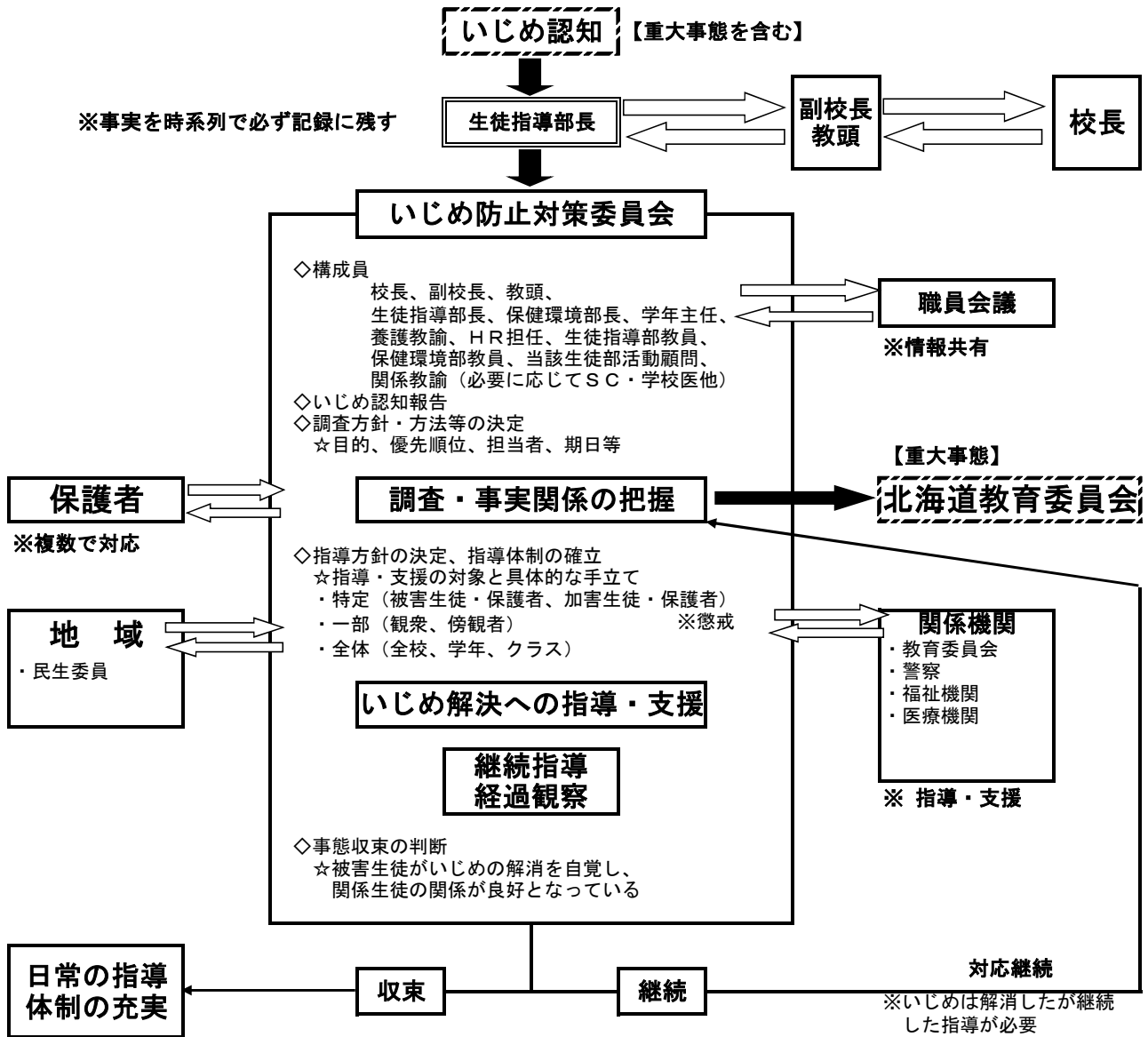
3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れて、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたづらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る
<input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い <input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある <input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる <input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする <input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあったりする <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る <input type="checkbox"/> 成績が下がる
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする <input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする <input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる